

	事 項	講 師 の 所 見	現 状	必 要 な 作 業
1	常任委員会の数	委員会の性格には、縦割り（所管ごと/常任委員会）と横割り（事項ごと/特別委員会）がある。 長久手市議会の場合、くらし建設委員会の所管事項は関連性が低いと感じる。議員定数が少なく常任委員会の設置数をおさえるより、必要数の委員会を設置し複数所属とすることもできる。委員会審査を充実するためには、一定数の委員が必要であり、そのためには議員定数を増やすことも必要である。	3 常任委員会(定数6人) 議会運営委員会(定数8人) 議会だより編集特別委員会(定数6人)	○条例の改正 長久手市議会委員会に関する条例（委員定数、所管） 長久手市議会の議員の定数条例（議員定数）
2	予算・決算特別委員会	予算・決算特別委員会は、違法ではないが適切ではない。予算や決算は、恒常的に審査調査を行う必要があり、必要な時期に必要な期間だけ臨時的に設置する特別委員会の趣旨に合致しない。 常任委員会化して、審査に至るまでさまざまな予算・決算に関わる情報を所管事務調査等で集め審査に生かさなければ、詳細な審査はできない。	予算、決算特別委員会として設置している。 付託議案は一般会計のみ。	○条例の改正 長久手市議会委員会に関する条例（常任委員会の名称、委員定数、所管等） ○議会運営委員会申し合わせ事項の改正 予算・決算特別委員会については、委員数を8人とする（P10） ○長久手市議会運営上の先例 予算・決算特別委員会については、委員数を8人とする。（P21）
3	議会だより編集特別委員会	議会だよりは臨時に発行するものではなく、任期中取り組むものであるため、常任委員会化することが適法であり適当である。特別委員会は適法であるが不適当である。	議会だより編集特別委員会として設置している。	○条例の改正 長久手市議会委員会に関する条例（常任委員会の名称、委員定数、所管等） ○議会だより編集要領の改正
4	副議長の委員会への出席	議長は地方自治法第105条により委員会に出席できるが、副議長が委員会へ公務として出席するのであれば、委員外議員の手続きが必要である。	副議長が議会運営委員会及び総務常任委員会（議長は委員）に議長代理又は副議長として出席している。	会議規則第66条により、該当の委員会内で委員外議員の出席を諮る
5	所管事務調査の手続き	①常任委員会等で所管事務調査を行う旨の議決を行う。 ②議長に対して所管事務調査の事項、目的、方法及び期間当をあらかじめ通知することが必要である。（会議規則第70条）	常任委員会等で所管事務調査権を行う旨の議決を行っていない。	委員会内で所管事務調査権を行う旨の議決を行った上で、所管事務調査を行う
6	閉会中の継続調査申出書	閉会中継続調査申出事件は、全般的・包括的なものではなく、特定かつ具体的な内容を記載すべきである。	委員会条例に規定する「○部に関することについて」と申出書に記載している。 委員長から議長へ通知をしていない。	閉会中継続調査申出事件として、特定かつ具体的な内容を記載する
7	所管事務調査の報告	所管事務調査の報告について法的根拠はないが、有益な情報は共有すべきである。所管事務調査の結果、見解、要望、改善すべき点等の成果を市民と共有するためにも本会議での報告が必要である。	所管事務調査の報告は行っていない。	市民への報告をどこまで行うか。 例えば所管事務調査の報告を本会議で行う。
8	委員会の公開	議会活動だからと委員会を全て公開すべきではない。会議の内容によって、公開・非公開を分けるべきである。	原則、全ての委員会を公開している。	特に問題があるとは考えにくいですが、非公開にすべき案件を委員会で協議することもあり得る。
9	委員会審査報告書	議決結果だけでなく議案の内容、審査の内容を記載している議会もあり、参考になるとよい。	委員会審査報告書には、議案及び審査の内容は記載していない。	市民への報告をどこまで行うか。 例えば委員会審査報告書に審査内容の要点を記載
10	委員派遣報告書	HPや議会だよりを通じて住民に公開するとよい。	委員会視察報告は議会だよりに掲載している。	市民への報告をどこまで行うか。 HPでの公開（報告の様式を統一するとわかりやすい）